

だいしん創業支援資金

金融機関連携型創業関連保証

誕生3



◆ご利用いただける方

信用保証協会の保証を受けられる方で、以下の①～④のいずれかに該当する方。

- ①事業を営んでいない個人が、本件申込時点から起算して1か月以内に個人で事業開始しようとする方、もしくは2か月以内に新たに設立した法人で事業開始しようとする方
- ②事業を営んでいない個人が、個人もしくは新たに設立した法人で事業を開始してから5年未満の方
- ③法人が自らの事業を継続しつつ、2か月以内に新たに法人を設立して事業を開始しようとする会社、もしくは会社を設立して5年未満の会社
- ④事業を営んでいない個人が、個人で創業した後、法人成りした会社で、個人で事業を開始してから5年未満の会社

- ◆ご融資限度額 3,500万円以内
- ◆お使いみち 運転資金・設備資金
- ◆ご融資期間 10年以内
- ◆ご返済の方法 元金均等返済（据置期間は1年まで可能）
- ◆ご融資金利 変動金利（金庫所定の金利となります）
- ◆信用保証料 保証料率 年0.7%
ただし、事業開始前もしくは事業開始後1年未満の方は年0.6%です。
- ◆担保 不要です。

※令和3年8月2日現在

◆お問い合わせ先 大阪信用金庫 地域産業振興部
TEL 06-6772-1592 / E-mail chisan@osaka-shinkin.co.jp